

岩手県告示第 463 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が病院（診療所、薬局）を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ワカバ薬局	盛岡市材木町 6 番 15 号	平成 19 年 4 月 30 日
ワカバ薬局都南店	盛岡市三本柳 11 地割 12 番地 1	〃
山口クリニック	岩手郡滝沢村滝沢字穴口 377 番地 1	平成 19 年 2 月 28 日
岩手県立伊保内病院	九戸郡九戸村大字伊保内第 7 地割 35 番地 1	平成 19 年 3 月 31 日